

## いちき串木野市薩摩スチューデント奨学金償還補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、薩摩藩英国留学生のように、いちき串木野市で育った子ども達が勉学に励むことを支援し、将来いちき串木野市に戻って、ふるさとの未来のために活躍することを促進するため、市内に住所を有する者であって学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）が連携金融機関から借りた薩摩スチューデント奨学ローンの返済額の全部又は一部について予算の範囲内において交付する薩摩スチューデント奨学金償還補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 連携金融機関 市と「薩摩スチューデント奨学補助金制度に関する連携協定」を締結した金融機関をいう。
- (2) 薩摩スチューデント奨学ローン 保護者の子が、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらに準ずる教育施設、養成所等であって市長が認めるもの（以下「高校等」という。）で、修学するために当該保護者が連携金融機関から借りたローンをいう。
- (3) 薩摩スチューデント奨学プログラム 本市で育った子ども達が勉学に励むことを支援し、将来本市に戻って、ふるさとの未来

のために活躍することを促進するために市が行う一連の事業で構成するプログラムをいう。

(補助対象者)

第3条 薩摩スチューデント奨学ローンの返済額のうち利子に相当する額に対する補助金の交付の対象となる保護者又は保証人、相続人等保護者に準ずる者（以下「第1項対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高校等進学者が、薩摩スチューデント奨学プログラムに登録していること。
- (2) 薩摩スチューデント奨学ローンを返済した者であること。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。

2 薩摩スチューデント奨学ローンの返済額のうち元金に相当する額に対する補助金の交付の対象となる保護者又は保証人、相続人等保護者に準ずる者（以下「第2項対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第1項対象者
- (2) 前条第2項に規定する子が高校等を卒業後10年以内に市に住民登録し、その後市外に転出することなく市内に住所を有している者
- (3) 県内に就労している者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員は除く。）

(補助金額)

第4条 補助金額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項対象者 交付申請する前年度に返済した薩摩スチューデント奨学ローンの返済額のうち利子に相当する額（繰上返済をした場合は、薩摩スチューデント奨学ローンにおいて当該年度に支払うべきと規定された額）

(2) 第2項対象者 前号に定める額に加え、薩摩スチューデント奨学ローンに規定された元金の10分の1に相当する額。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、いちき串木野市薩摩スチューデント奨学金償還補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し、毎年4月末日までに提出しなければならない。

(1) 連携金融機関が発行する薩摩スチューデント奨学ローンの返済額を証する書類

(2) 現住所を証する書類

(3) 就労証明書(第1項対象者は除く)

(4) 世帯全員の納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 規則第4条に規定する補助金等の交付の決定と同時に規則第14条に規定する補助金等の額の確定を行うものとし、いちき串木野市薩摩スチューデント奨学金償還補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、様式第3号による。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。